

第162回防衛調達審議会議事要旨

1 日時

令和元年12月18日(水) 10時00分～12時10分

2 場所

防衛省庁舎A棟11階第1省議室

3 出席者

(委員)

河村会長、尾畑会長代理、柴山委員、西谷委員、林委員、藤川委員、星委員

(防衛省)

防衛装備庁 宮本長官官房審議官、水野谷調達管理部長、浅野調達事業部長、松下監察監査・評価官(事務局)

阿部統幕首席後方補給官、陸幕装備計画部長代理装備計画部装備計画課補給管理班長、海幕装備計画部長代理装備計画部装備需品課装備専門官、坂本空幕装備計画部長

4 議題

- (1) 随意契約に係るサンプリング調査審議(平成30年度航空自衛隊第2補給処)
- (2) 1者応札・1者応募案件に係るサンプリング調査審議及び仕様書等に係るサンプリング調査審議(平成30年度航空自衛隊)
- (3) 次回の日程等

5 議事概要

- (1) 随意契約に係るサンプリング調査審議(平成30年度航空自衛隊第2補給処)

平成30年度に航空自衛隊第2補給処が締結した契約の中から、サンプリング調査審議の対象として委員が抽出した「C-2等における包括補給処整備」の役務請負契約について審議を行った。

(契約の概要)

本件は、C-2型戦術輸送機を部隊で維持するため補給処整備に係る各種整備作業等を請け負わせるものである。

【事前調査における論点等】

- ① 今後の契約において、契約価格の適正性をどのようにチェックしていくのか、考えられる方策を具体的に説明されたい。また、契約価格低減に向けた考えられる方策についても併せて説明されたい。
- ② 本件は下請負監査が付いておらず、契約相手方と下請負会社との契約実績をチェックする契約にはなっていないとのことであるが、主な下請負会社が担っているエンジン整備に関する業務は当該下請負会社以外の会社でも対応できると考えられる中、当該下請負会社に対する下請負比率が高くなっていること、また、契約相手方及び下請負会社ともにコストを下げるインセンティブが働かない事情に鑑みれば、今後は下請負監査を付ける契約とすべきと考えるが、この点をどのように考えるか説明されたい。また、契約相手方の下請負先の選定や下請負先に対する管理を官側としてどのようにコントロールしていくかについても併せて説明されたい。
- ③ 本件と同じ包括補給処整備を平成28年度から契約しているとのことであるが、これまでに契約したそれぞれの契約内容について具体的に説明されたい。また、包括補給処整備を行うことにより得られる効果を今後どのようにして測定していくか、その測定方法を説明されたい。

【本審議】

事前調査の論点①から③について
(資料に基づき防衛省側から説明)

事前調査の論点①について

委：今後、契約価格の低減に向けて、適正な工数の算定に努めていくとのことであるが、これまでの実績を踏まえた年度ごとの低減効果について、数値的なものを示すことはできるか。

防：数値については即答することはできないが、これまでの契約において、当初の概算で計算した工数に対する実績を確認し、その低減分を精算時に常に確認しており、それを次の契約に反映させるというかたちで工数低減を図っている。

委：個別の契約において実績を確認し、それを次の契約に反映させていくことは当然のことである。例えば、個別の契約だけではなく、企業ごとの特性や業種ごとの特性などのデータを広く蓄積、分析し、会社側、官側双方にとって、より良い契約としていけるような仕組み作りが必要である。

委：契約価格低減について、官側としても様々な努力をしてきていると思われるが、説明責任を果たせるかどうか重要なポイントとなる。したがって、今後は契約価格低減に関する説明責任を十分に果たしていけるようにすることが必要である。

事前調査の論点②について

委：平成31年度契約より、エンジンに係る外注費については下請負監査を付しているとのことであるが、下請負監査を付するための基準があるのであれば教えて欲しい。

防：契約金額全体に対する下請負金額の割合が高い場合に付すことにしており、平成30年度契約においても、下請負監査を付するための調整を契約相手方としていたところであるが、契約相手方と下請負会社との間の折り合いが付かなかったことにより付すことができなかった。

委：契約相手方と下請負会社との間で折り合いが付かない要因は何か。

防：一般的には契約相手方と下請負会社の調整期間によるところが大きいと考える。ある程度の期間を設けて、契約相手方から下請負会社に対して官側の意向を説明し、両者の折り合いが付いた時点で下請負監査を付することができるようになる。

事前調査の論点③について

特になし。

(2) 1者応札・1者応募案件に係るサンプリング調査審議及び仕様書等に係るサンプリング調査審議（平成30年度航空自衛隊）

【1者応札案件及び仕様書等に係るサンプリング調査審議案件2件】

- ① LENS QXD外3品目
- ② 航空タービン燃料JP-4（免税）

【1者応募案件に係るサンプリング調査審議案件2件】

- ③ 航空タービン燃料
- ④ POWER SUPPLY外12品目

【仕様書等に係るサンプリング調査審議（複数者応札）案件3件】

- ⑤ 航空タービン燃料
- ⑥ ⑦ AUDIO MANAGEMENT UNIT

【事前調査における論点】

① LENS QXD外3品目

- ・ 予定価格の算定方法を具体的に説明されたい。
- ・ 本件調達品が使用される本体装置の製造会社2社が応札しなかった理由について説明されたい。
- ・ 本件入札前に反応のあった契約相手方以外の2社は、本件部品の製造会社と販売代理店契約を締結している者か。また、当該2社が結果的に見積を提出しなかった理由及び当該2社の今後の応札可能性について説明されたい。
- ・ 過去の類似のシミュレータにおける本件調達品（プロジェクト、レンズ）の契約実績（契約年度、品名、数量、単価、契約金額、契約相手方、応札会社など）を示されたい。

② 航空タービン燃料JP-4（免税）

- ・ 供給可能会社の供給能力を決めている要因を供給可能会社ごとに説明されたい。
- ・ 仕様書で定められている条件や公告日数、履行日数を踏まえて、本件入札に契約相手方のみが応札できた要因について説明されたい。
- ・ 当初、防衛装備庁における調達を考えていたが、当該調達が不調になり、急遽、航空自衛隊で調達することになったため、切迫した調達となったとのことであるが、このような切迫した調達となってしまう事態は問題であると考えます。したがって、このような切迫した調達となってしまった要因（航空自衛隊側の要因を含む）及び今後このような調達とならないような改善方策について説明されたい。（その上で「1者応札の改善のために緩和できる条件等、競争性を拡大するための改善方策等」を修正されたい。）また、このようなケースがどの程度発生しているかについても併せて説明されたい。
- ・ 過去の契約実績（契約年度、品名、単価、数量、単位、総価、契約相手方（事業拠点を含む）、応札会社（事業拠点を含む）、応札金額、公告期間、履行期間、納地、出荷条件、出荷場所など）を示されたい。

③ 航空タービン燃料

- ・ 供給可能会社の供給能力を決めている要因を供給可能会社ごとに説明されたい。
- ・ 仕様書で定められている条件や公告日数、履行日数を踏まえて、本件入札に契約相手方のみが応札できた要因について説明されたい。
- ・ 契約相手方以外の供給可能会社が民間の定期便対応を優先した理由を深堀

りして説明されたい。

- ・ 審議番号⑤（複数者応札）における応札会社の対応が本件契約ではできない理由を深掘りして説明されたい。
- ・ 過去の契約実績（契約年度、品名、単価、数量、単位、総価、契約相手方（事業拠点を含む）、応札会社（事業拠点を含む）、応札金額、公告期間、履行期間、納地、出荷条件、出荷場所など）を示されたい。

④ POWER SUPPLY外12品目

- ・ 本件製造に係る技術情報を契約相手方のみが保有している以上、今後も1者応募が続くことが考えられる。この状況を改善するためには、他者も参入できるように、仕様を変更するなどの対応が必要ではないかと考えるが、この点をどのように考えるか説明されたい。

⑤ 航空タービン燃料

- ・ 供給可能会社の供給能力を決めている要因を供給可能会社ごとに説明されたい。
- ・ 過去の契約実績（契約年度、品名、単価、数量、単位、総価、契約相手方（事業拠点を含む）、応札会社（事業拠点を含む）、応札金額、公告期間、履行期間、納地、出荷条件、出荷場所など）を示されたい。

⑥ ⑦ AUDIO MANAGEMENT UNIT

- ・ 本件応札会社7社の見積価格と応札価格を示されたい。
- ・ 本件は新政府専用機に使用される器材とのことであるが、旧政府専用機で使用されていた同種の器材の契約実績（契約年度、品名、数量、単価、契約金額、契約相手方、応札会社など）を示されたい。
- ・ 政府専用機で使用される他の補用品の契約実績（契約年度、品名、数量、契約金額、契約相手方、応札会社、応札金額など）を示されたい。
- ・ 本件仕様書に引用される仕様書（C&LPS-E00001、E00037、Y00003、Y00007）を示されたい。

【本審議】

① LENS QXD外3品目

委：本件はすでに製造中止になっているとのことであるが、本件が使用されるシミュレータ装置が使用される限りにおいては本件の供給責任を果たしてもらうことはできるのか。

防：製造中止になり今回がラストバイであったため必要数量を調達したものであるが、今後約5年間隔でそれぞれの種類のシミュレータごとに製造中止の調査を行っていく。その中で製造中止の部品が出てくれば、シミュレータの製造会社が代替品を提案し、その提案に基づき、新たなものを調達していくことになる。

委：本件は、シミュレータ装置に使用されるレンズとプロジェクタの調達であるが、このような場合、使用される装置の製造会社から調達するケースが多く見受けられ、他の会社が参入しづらく、競争性があまり働かない印象がある。そのため、今回のように使用される装置の製造会社以外の会社が契約相手方となることは競争性の観点からは望ましいことである。

委：他のプロジェクタの契約実績を見ると、すべての契約において製造会社が契約相手方となっており、本件のように商社が契約相手方となっている契約は見られない。これらの契約実績を踏まえれば、レンズとプロジェクタを切り離れた調達としていけば、プロジェクタについては本件契約相手方以外に製造会社が応札してきた可能性もあったのではないかと推察する。

防：今回、シミュレータ製造会社に確認したところ応札意思は確認できなかったことと、本件レンズとプロジェクタを製造している国外の会社の販売代理権を有しているのは本件契約相手方のみであったことを踏まえれば、仮にレンズとプロジェクタを切り離れた調達としていても、本件契約相手方のみでの応札であったと推察する。

② 航空タービン燃料JP-4（免税）

③ 航空タービン燃料

⑤ 航空タービン燃料

委：審議番号②について、平成30年度における本件以外の契約を含めた契約実績を見る限り、入札が不調になり、特に緊急の必要があるとの判断のもと随意契約に移行した契約についての契約価格が高いように見受けられるが、緊急の必要があると判断した契約価格は高くなる傾向にあるのか。

防：緊急の必要があると判断した契約についても、過去の実績価格及び原油価格等

を踏まえて適切に価格を算定しており、契約時期による金額の変動はあるものの緊急のため契約価格が高くなるとの認識はない。

委：審議番号③について、供給可能会社によっては民航機向けを優先している傾向があるとのことであるが、当該傾向を踏まえれば、航空自衛隊側の年間の調達規模を会社側と共有することにより、会社側もあらかじめ必要数量を準備することができるようになるのではないか。

防：年間の調達規模を会社側に伝えるようなことはしておらず、公告において必要数量を示している。

委：許容される範囲内で会社側と情報交換を行うなど、何か工夫の余地があるのではないかと思われる。

委：審議番号③について、同じ会社による1者応札が数年間続いている中、1者応札を改善するために、他の会社に対して継続的に参加を促していくとのことであるが、他の会社に参加を促すこと以外に何か方策はないのか。

防：他の会社は給油会社の人員の確保が非常に厳しい状況にあるということなので、継続して参加を促していくこと以外に方策がないのが実情である。

委：そのような状況を踏まえれば、契約価格の適切性について、その都度、チェックしていくことが重要となる。

防：価格の適切性について、今後も継続してチェックしていきたい。

④ POWER SUPPLY外12品目

委：本件を製造するにあたっての技術情報については、本件契約相手方が排他的に独占できるものではないため、他社が取得し参入するよう呼びかけていくとのことであるが、当該技術情報があれば、製造技術の有無に関わらず、どの会社でも参入することは可能なのか。

防：技術情報があっても製造技術がなければ参入できないと考える。

委：製造技術がなければ製造できないということであれば、随意契約とするべきではないか。

防：今後も1者応募が続くようであれば、常続的公示を行い、随意契約に移行していきたいと考えている。

⑥ ⑦ AUDIO MANAGEMENT UNIT

委：本件装置と同じく政府専用機で使用される他の補用品の契約実績を見ると、商社が契約相手方となっている1者応札案件が見受けられるが、これは契約相

手方である商社が独占販売権を有していたということか。

防：独占販売権ではなく、販売権を有している会社が契約相手方となっている。

委：販売権を有している会社が他にもあったが、それらの会社は応札しなかったということか。

防：独占販売権ではないが、他に販売権を有している会社はいなかったものと推察する。

(3) 次回の日程等

次回は2月19日（水）の開催の予定。詳細については、事務局から後日連絡。